

○保育料の減免申請について（0・1・2歳児）

保育料の減免申請については、下記の通りとする。

利用料 (保育料)	減免	承認	<u>児童の疾病、又は、特別な事情がある場合で、市長がこれを認めるときは減免する。</u>
		欠席期間	① <u>児童の疾病により、同一月内において15日以上引き続きこども園を休んだ場合は、保育料の半額の減免を受けることができる。また、児童の疾病により、その月において全月こども園を休んだ場合は、その月の保育料の全額の減免を受けることができる。</u> ②月の16日以降に入園した時は、半額の減免を受けることができる。 ③月の内15日以前に退園したときは、半額の減免を受けることができる。
		提出書類	「保育料減免申請書」と「医師の診断書」を提出する。 (「保育料減免申請書」は当園に置いています。)

※ 保育料が減免になった場合でも、毎月の雑費は全額徴収します。

